

# 野迫川村地域防災計画

[資料編]

平成 28 年 3 月

野迫川村防災会議



## 目次

### [第2章 災害予防計画]

資料 2-1-1	指定緊急避難場所、指定避難所	1
資料 2-28-1	土石流危険溪流（Ⅰ）	2
資料 2-28-2	土石流危険溪流（Ⅱ）	3
資料 2-28-3	地すべり危険箇所	4
資料 2-28-4	急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）	5
資料 2-28-5	急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）	6
資料 2-28-6	がけ地危険箇所 主要地方道	7
資料 2-28-7	がけ地危険箇所 一般県道	7
資料 2-28-8	がけ地危険箇所 村道	8
資料 2-28-9	山地災害危険地区	9
資料 2-28-10	崩壊土砂流出危険地区	11
資料 2-30-1	防火対象物の防火設備	12
資料 2-30-2	村の消防力	15
資料 2-33	村の備蓄資機材	16

### [第3章 災害応急対策計画]

資料 3-6-1	野迫川村の警報・注意報発表基準一覧表	17
資料 3-6-2	野迫川村における雨量観測所	18
資料 3-6-3	第2号様式（特定の事故）	19
資料 3-6-4	被害報告基準	20
資料 3-6-5	被害状況報告様式	24
資料 3-6-6	災害年報（第3号様式）	27
資料 3-6-7	第4号様式（その1）	29
資料 3-6-8	第4号様式（その2）	31
資料 3-11-1	協定一覧	33
資料 3-11-2	自衛隊派遣要請文書様式	34
資料 3-18-1	村所有自動車	35
資料 3-18-2	借上車輛	37
資料 3-19-1	緊急通行車両等確認申出書（様式1）	38
資料 3-19-2	緊急通行車両等事前届出書（様式2）	39
資料 3-19-3	規制除外車両確認証明書（様式3）	40
資料 3-19-4	規制除外車両確認申出書（様式4）	41
資料 3-19-5	規制除外車両事前届出書（様式5）	42
資料 3-25-1	組織の種別および可動人員	43

## [第4章 災害復興計画]

資料 4-6-1	激甚災害の指定基準 .....	44
資料 4-6-2	局地激甚災害指定基準 .....	47

### ※資料番号の付け方

「資料 基本計画編の章番号-節番号-資料の連続番号 資料名」

(例) 「資料 2-1-1 指定緊急避難場所、指定避難所」

↓

「資料 2章-第1節-1番目の資料 資料名」

## 第2章 災害予防計画

資料 2-1-1 指定緊急避難場所、指定避難所

平成 28 年 2 月 29 日現在

No	名称	所在地 大字名	総面積 (㎡)	収容 人員 (人)	指定緊急 避難場所 (1次避難)	土 砂 災 害	地 震	火 事	指定 避難所	うち、 2次 避難
1	(旧) 今井小学校	今井	679	50	○	△	×	×	○	—
2	柞原センター	柞原	110	50	○	△	×	×	○	—
3	(旧) 野川小学校	中	4,550	100	○	△	×	○	○	○
4	健民グラウンド	中	6,768	100	○	△	×	×	—	—
5	上センター	上	90	50	○	△	×	×	○	—
6	池津川センター	池津川	101	50	○	△	○	×	○	—
7	立里センター	立里	92	50	○	△	○	×	○	—
8	山村振興センター	北股	656	100	—	△	×	○	○	○
9	(旧) 北股小学校	北股	1,335	100	○	△	×	×	○	—
10	野迫川小中学校	北股	8,324	200	○	△	○	○	○	○
11	上垣内センター	北股	102	50	○	△	×	×	○	—
12	平センター	平	82	50	○	△	○	×	○	—
13	大股センター	北今西	87	50	○	△	×	×	○	—
14	(旧) 北今西小学校	北今西	289	100	○	△	×	○	○	○
15	檜股センター	檜股	97	50	○	△	×	×	○	—
16	弓手原センター	弓手原	94	50	○	△	×	×	○	—

注. 「名称」欄「センター」…「生活改善センター」の略。

注. 指定緊急避難場所の異常現象別の区分

土砂災害…土砂災害警戒区域などに立地するため、避難時の状況に応じて個別に避難判断が必要。今後、土砂災害警戒区域などの区域外の立地を検討する。

地震…新耐震基準（昭和 56（1981）年 6 月以降）の築年の避難場所を対象とする。

火事…大規模な火事の発生時に利用。2 次避難所を対象とする。

注. 1 次避難…自主避難、避難勧告及び避難指示による地域内での避難の避難先。

2 次避難…避難勧告及び避難指示を発令し、大字を越えた避難を実施する場合の避難先。

注. ○…避難可能、△…実際の状況に注意して避難、×…避難不可を示す。

## 資料 2-28-1 土石流危険溪流（Ⅰ）

平成 28 年 2 月 29 日現在

番号	溪流番号	河川名			位置	指定区域名
		水系名	河川名	溪流名	大字	
1	野 K I 2	新宮川	中原川	上沢	上	石キ谷
2	野 K I 3	新宮川	中原川	中上谷	中	
3	野 K I 4	新宮川	中原川	ウシヤ谷	中	ウシヤ谷
4	野 K I 5	新宮川	中原川	中沢 C 谷	中	
5	野 K I 6	新宮川	中原川	中沢 B	中	
6	野 K I 8	新宮川	中原川	中沢 A	中	ヒラ川筋
7	野 K I 9	新宮川	中原川	柞原沢 D	柞原	
8	野 K I 10	新宮川	中原川	柞原沢 C	柞原	
9	野 K I 11	新宮川	中原川	上柞原沢	柞原	
10	野 K I 12	新宮川	中原川	アタラシ谷	今井	
11	野 K I 13	新宮川	池津川	上池津川沢 A	池津川	
12	野 K I 14	新宮川	池津川	池津川谷	池津川	
13	野 K I 15	新宮川	北股川		上垣内	水谷川
14	野 K I 16	新宮川	北股川	俊谷	北股	俊谷
15	野 K I 17	新宮川	北股川	北股 B 沢	北股	
16	野 K I 18	新宮川	北股川	神谷	北股	神谷
17	野 K I 19	新宮川	北股川	北股谷	北股	
18	野 K I 20	新宮川	北股川		北股	岩谷
19	野 K I 21	新宮川	川原樋川	北今西口谷 B	北今西	
20	野 K I 22	新宮川	川原樋川	北今西 B 沢	北今西	
21	野 K I 23	新宮川	川原樋川	北今西口谷 A	北今西	
22	野 K I 24	新宮川	川原樋川	弓手原 B 谷	弓手原	
23	野 K I 25	新宮川	中原川	上谷	上	

## 資料 2-28-2 土石流危険溪流（Ⅱ）

平成 28 年 2 月 29 日現在

番号	溪流番号	河川名			位置	指定区域名
		水系名	河川名	溪流名	大字	
1	野 KⅡ 1	新宮川	中原川	上口 C 沢	上	中原川
2	野 KⅡ 2	新宮川	中原川	上口 B 沢	上	
3	野 KⅡ 3	新宮川	中原川	上口 A 沢	上	
4	野 KⅡ 4	新宮川	中原川	上沢 A 谷	上	
5	野 KⅡ 6	新宮川	中原川	上下沢	上	
6	野 KⅡ 7	新宮川	中原川	中沢 D	中	
7	野 KⅡ 8	新宮川	中原川	中沢中谷	中	
8	野 KⅡ 9	新宮川	中原川	中沢谷	中	
9	野 KⅡ 10	新宮川	中原川	柞原沢 B	柞原	
10	野 KⅡ 11	新宮川	中原川	柞原沢 A	柞原	
11	野 KⅡ 12	新宮川	中原川		今井	
12	野 KⅡ 13	新宮川	池津川	上池津川沢 B	池津川	
13	野 KⅡ 14	新宮川	池津川	池津川 B 谷	池津川	
14	野 KⅡ 15	新宮川	北股川	北股上谷	北股	
15	野 KⅡ 16	新宮川	北股川	北股中谷	北股	
16	野 KⅡ 17	新宮川	北股川	北股小谷	北股	
17	野 KⅡ 18	新宮川	北股川		上垣内	
18	野 KⅡ 19	新宮川	北股川	北股 A 沢	北股	
19	野 KⅡ 20	新宮川	川原樋川	堂の谷	檜股	
20	野 KⅡ 21	新宮川	川原樋川	檜股 B 谷	檜股	
21	野 KⅡ 22	新宮川	川原樋川	字弓手原 A 沢	弓手原	
22	野 KⅡ 23	新宮川	川原樋川	字弓手原 B 沢	弓手原	
23	野 KⅡ 24	新宮川	中原川	中谷沢	中	

資料 2-28-3 地すべり危険箇所

平成 28 年 2 月 29 日現在

番号	危険箇所 番号	箇所名	河川名			位置	指定区域名
			水系名	河川名	溪流名	大字	
1	98	中津川	新宮川	川原樋川	池津川	中津川	
2		中津川	新宮川	北股川			北股



## 資料 2-28-4 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）

平成 28 年 2 月 29 日現在

番号	危険箇所番号	箇所名	位置		指定区域名
			大字	小字	
1	I -1075	上垣内	上		
2	I -1076	菊谷	池津川		池津川（イ）
3	I -1077	池津川	池津川		
4	I -1078	西田	上垣内		
5	I -1079	宮ノ谷	上垣内		
6	I -1080	上切	北股		
7	I -1081	鳥切	北股		鳥切
8	I -1082	中切	北股		中切
9	I -1083	向切	北股		
10	I -1084	大股	大股		大股
11	I -1085	堂上	北今西		北今西
12	I -1086	北今西	北今西		北今西
13	I -1087	檜股	檜股		
14	I -1088	弓手原	弓手原		弓手原
15	I -1089	上口上	弓手原		
16	I -1090	今井	今井		
17	I -1091	インダリ川	柞原		
18	I -1093	立里	立里		
19	I -1095	平	平		平
20	I -	上・中（イ）	上・中		上・中（イ）

## 資料 2-28-5 急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）

平成 28 年 2 月 29 日現在

番号	危険箇所番号	箇所名	位置		指定区域名
			大字	小字	
1	Ⅱ-2635	上	上		
2	Ⅱ-2636	上	上		
3	Ⅱ-2637	上・中	上・中		
4	Ⅱ-2638	弓手原	弓手原		
5	Ⅱ-2639	中	中		
6	Ⅱ-2640	柞原	柞原		
7	Ⅱ-2641	柞原	柞原		
8	Ⅱ-2642	柞原	柞原		
9	Ⅱ-2643	池津川	池津川		
10	Ⅱ-2644	池津川	池津川		
11	Ⅱ-2645	池津川	池津川		
12	Ⅱ-2646	池津川	池津川		
13	Ⅱ-2647	池津川	池津川		
14	Ⅱ-2648	池津川	池津川		
15	Ⅱ-2649	北股	北股	上垣内	
16	Ⅱ-2650	北股	北股	上垣内	
17	Ⅱ-2651	北股	北股	上垣内	
18	Ⅱ-2652	中津川	中津川		
19	Ⅱ-2653	檜股	檜股		

## 資料 2-28-6 がけ地危険箇所 主要地方道

平成 28 年 2 月 29 日現在

番号	路線名	危険箇所		危険内容	迂回路
		所在地	延長 (m)		
1	高野-天川線	上	2,555	落石・崩壊	無
2	〃	〃	241	盛土	〃
3	〃	〃	161	擁壁	〃
4	〃	中	20	落石・崩壊	〃
5	〃	平川	99	〃	有
6	〃	今井	459	〃	有
7	〃	〃	143	岩石崩壊	〃

## 資料 2-28-7 がけ地危険箇所 一般県道

平成 28 年 2 月 29 日現在

番号	路線名	危険箇所		危険内容	迂回路
		所在地	延長 (m)		
1	川津-高野線	平	156	落石・崩壊	有
2	〃	大股	195	〃	有
3	〃	北股	832	〃	有
4	〃	〃	102	岩石崩壊	有
5	〃	上垣内	266	落石・崩壊	有
6	〃	〃	11	擁壁	有
7	〃	柞原	578	落石・崩壊	有
8	高野-辻堂線	池津川	1,330	〃	無
9	〃	〃	865	岩石崩壊	〃
10	〃	〃	30	盛土	〃
11	〃	〃	30	擁壁	〃
12	〃	紫園	735	落石・崩壊	〃
13	〃	〃	550	岩石崩壊	〃
14	〃	〃	100	擁壁	〃
15	〃	中津川	1,290	落石・崩壊	〃
16	〃	〃	1,090	岩石崩壊	〃
17	〃	〃	20	盛土	〃
18	〃	〃	280	擁壁	〃
19	〃	〃	20	土石流	〃

平成 28 年 2 月 29 日現在

番号	路線名	危険箇所		危険内容	バス運行の有無	事業費 (百万円)	点検結果 (ランク)
		所在地	延長(m)				
1	上-高野線	上	55	落石・崩壊	有	3.2	Ⅲ
2	上垣内-水ヶ峰線	北股	195	〃	有	12.7	〃
3	〃	〃	315	〃	〃	29.7	Ⅱ
4	〃	〃	835	〃	〃	82.7	〃
5	〃	〃	280	〃	〃	70.6	Ⅲ
6	金ヤ湊-中津川線	中津川	100	〃	無	4.1	Ⅱ
7	〃	〃	70	〃	〃	6.6	〃
8	〃	〃	240	〃	〃	16.5	〃
9	〃	〃	75	〃	〃	3	〃
10	平-大股線	平	150	〃	有	9.6	〃
11	〃	〃	145	落石・崩壊	有	17	Ⅱ
12	〃	〃	40	〃	〃	5.9	Ⅲ
13	〃	〃	170	〃	〃	13.4	Ⅱ
14	〃	〃	60	〃	〃	1.5	Ⅲ
15	〃	〃	205	〃	〃	27.1	〃
16	〃	〃	75	〃	〃	7.1	Ⅲ
17	〃	〃	40	〃(擁壁)	〃		Ⅱ
18	〃	〃	382	落石・崩壊	〃	34.7	Ⅲ
19	上垣内-立里線	北股	70	〃	有	3.5	〃
20	〃	〃	20	〃	〃	1.9	〃
21	〃	〃	150	〃	〃	11.8	〃
22	〃	〃	140	〃	〃	9.2	Ⅲ
23	〃	〃	175	〃	〃	4.7	〃
24	〃	池津川	115	〃(擁壁)	〃		Ⅰ
25	〃	〃	50	落石・崩壊	〃	6.7	Ⅲ
26	〃	〃	125	〃	〃	4.9	〃
27	〃	立里	200	〃	〃	1.5	Ⅱ
28	〃	〃	240	〃	〃	16.6	〃
29	〃	〃	240	〃	〃	9.3	〃
30	〃	〃	300	〃	〃	20.1	〃
31	〃	〃	350	〃	〃	13.6	〃
32	〃	〃	375	〃	〃	24.4	〃
33	〃	〃	50	〃	〃	2.4	Ⅲ

平成 28 年 2 月 29 日現在

危険地区番号	大字	面積 (ha)	保全対象			
			人家戸数 (戸)	公共施設等	道路	
41	1	今井	5	15	小学校・集会所	県道
	2	平川	8	1		県道
	3	柞原	14	15		県道
	4	柞原	5	10	郵便局	県道
	5	柞原	13	10	小学校	県道
	6	中	10	10	公民館	県道
	7	中	10	10	診療所	県道
	8	上	9	10		県道
	9	上	9	10		県道
	10	上	5	10		県道
	11	上	10			村道
	12	上	9			村道
	13	上	8			村道
	14	池津川	11			県道
	15	池津川	8			県道
	16	池津川	13	15	診療所	県道
	17	池津川	8	5	郵便局	県道
	18	中津川	6	2		村道
	19	立里	2	10		村道
	20	立里	12			村道
	21	立里	12			村道
	22	立里	6			村道
	23	北股	8	5		
	24	北股	4	3	中学校	村道
	25	北股	7	7	中学校	〃
	26	北股	5	9	役場	県道
	27	北股	5	2	山振センター・児童館	県道
	28	北股	7			村道
	29	北股	13			村道
	30	北股	10			村道
	31	北股	13	20	小学校	県道
	32	北股	3	10	小学校	県道
	33	北股	4	5	小学校	県道
	34	北股	9			県道
	35	北股	12			県道
	36	北股	6			県道

危険地区番号	大字	面積 (ha)	保全対象			
			人家戸数 (戸)	公共施設等	道路	
	37	平	8			県道
	38	平	6	10	小学校	県道
	39	平	8	10	小学校	県道
	40	平	9			県道
	41	北今西	5	10		林道
	42	北今西	10			林道
	43	北今西	9			林道
	44	北今西	8	23	小学校	林道
	45	檜股	11	11	小学校	林道
	46	檜股	12	11	小学校	林道
	47	弓手原	5			林道
	48	弓手原	2	10	小学校	林道
	49	弓手原	6	22	小学校	林道
	50	檜股	31			林道
	51	北股	6			林道
	52	北股	7			林道
	53	北股	20			林道
	54	北股	10			林道
	55	上	18		診療所	県道
	56	北股	1		保育所	県道

危険地区番号	大字	面積 (ha)	保全対象			
			人家戸数 (戸)	公共施設等	道路	
41	1	今井	1.2	5		県道
	2	今井	1.38	3		県道
	3	平川	0.3			県道
	4	中	2.73	10	診療所	県道
	5	上	1.44	4	生活改善センター	県道
	6	上	0.96	5		県道
	7	上	1.73	5		県道
	8	池津川	0.12			県道
	9	池津川	1.58			県道
	10	池津川	2.61			県道
	11	池津川	3.57	15	診療所、小学校	県道
	12	池津川	3.68	10	診療所、小学校	県道
	13	池津川	3.84	2		県道
	14	立里	2.1			林道
	15	立里	5.1			県道
	16	北股	0.84	9	役場、中学校	県道
	17	北股	1.5	2	役場、産振センター	県道
	18	北股	6.12			林道
	19	北股	0.9	15	小学校	県道
	20	平	2.16			県道
	21	平	4.8			県道
	22	北今西	1.5	6	小学校	林道
	23	北今西	4.59			林道
	24	北今西	0.78	5		林道
	25	檜股	4.14	11	小学校	林道
	26	檜股	0.45	1		林道
	27	檜股	4.8			林道
	28	弓手原	0.59	10	小学校	林道
	29	弓手原	2.88	22	生活センター	林道
	30	北今西	0.81	10		林道
	31	檜股	0.05			林道
	32	北今西	0.36		関西電力	林道
	33	弓手原	0.6			林道
	34	弓手原	0.27			林道
	35	檜股	2.62			林道

No	主たる用途	敷地名義	郵便番号	敷地 TEL	防火管理者	消防計画届出	敷地収容人員	備考
			敷地住所					
1	(1)項口	野迫川公民館		0747-37-2856	対象外	未届	0	
			野迫川村中 157 番地					
2	(1)項口	野迫川村 振興センター		0747-37-2101	対象外	未届	0	第 1 種
			野迫川村北股 97 番地の 2					
3	(3)項口	グリーン センター	648-0305	0747-37-2415	対象外	対象外	25	
			野迫川村北股上垣内					
4	(4)項	鶴姫			未選任	未届	32	
			野迫川村桧股 64-22					
5	(5)項イ	北今西 キャンプ場	648-0307	0747-38-0011	対象外	対象外	0	
			野迫川村北今西 315					
6	(5)項イ	民宿さかもと			対象外	対象外	0	
			野迫川村北今西 285 番地					
7	(5)項イ	津田旅館			対象外	対象外	0	
			野迫川村北今西 41 番地					
8	(5)項イ	宮の向い キャンプ場			対象外	対象外	0	
			野迫川村北今西 440 番地					
9	(5)項イ	くらや旅館	648-0305		対象外	対象外	0	
			野迫川村北股					
10	(5)項イ	民宿きくや	648-0305	0747-37-2156	対象外	対象外	0	
			野迫川村北股 115					
11	(5)項イ	民宿別所	648-0305		対象外	対象外	0	
			野迫川村北股 342 番地					
12	(5)項イ	民宿 よしのや	648-0305		対象外	対象外	0	
			野迫川村北股 390 番地					
13	(5)項イ	民宿 にしだや	648-0305	0747-37-2322	対象外	対象外	0	
			野迫川村北股 68 番地の 2					
14	(5)項イ	奥高野 自然の里	637-0424	0747-37-2101	未選任	未届	161	
			野迫川村中 369 番地					
15	(5)項イ	かわらび壮		0747-38-0157	対象外	対象外	17	
			野迫川村北今西					



No	主たる用途	敷地名義	郵便番号	敷地 TEL	防火管理者	消防計画届出	敷地収容人員	備考
			敷地住所					
16	(5)項イ	民宿 中本			対象外	対象外	9	
			野迫川村北今西 348 番地					
17	(5)項イ	ホテル 野迫川		0747-38-0011	未選任	未届	208	特定 第1種
			野迫川村北今西 426 番地					
18	(5)項イ	アドベンチャー ランド		0747-38-0049	未選任	未届	144	台帳 未作成
			野迫川村平 1 番地					
19	(5)項イ	荒神社 参籠所		0747-37-2417	対象外	未届	10	第1種
			野迫川村池津川 347 番地					
20	(5)項ロ	学校寄宿舎			対象外	対象外	0	
			野迫川村中					
21	(5)項ロ	関西電力(株) 河原樋川発電所 合宿舎			対象外	対象外	40	
			野迫川村北股 132 番地					
22	(5)項ロ	野迫川小学校教 職員宿舎			対象外	対象外	0	
			野迫川村北股 540 番地					
23	(6)項イ	野迫川村 国民健康保険 診療所	637-0424	0747-37-2202	対象外	対象外	0	
			野迫川村中 355 番地					
24	(6)項ロ	認知症高齢者 グループホーム ゆうゆう苑		0747-37-2555	対象外	対象外	0	特定 第1種
			野迫川村上 401 番地の 1					
25	(7)項	野迫川中学校		0747-37-2203	対象外	対象外	0	
			野迫川村北股上垣内 51					
26	(7)項	野迫川小学校 屋内運動場			対象外	対象外	0	
			野迫川村中 369 番地					
27	(7)項	野迫川村 北今西小学校			対象外	対象外	0	
			野迫川村北今西					
28	(7)項	野迫川小学校	648-0305	0747-37-2206	対象外	未届	0	
			野迫川村北股上垣内 51					
29	(8)項	平維盛 歴史の里	648-0306	0747-38-0047	対象外	対象外	0	
			野迫川村平 51 番地					
30	(11)項	高福寺	637-0421		対象外	対象外	0	
			野迫川村今井 172 番地					

No	主たる用途	敷地名義	郵便番号	敷地 TEL	防火管理者	消防計画届出	敷地収容人員	備考
			敷地住所					
31	(11)項	野川弁財天	637-0423		対象外	対象外	0	
			野迫川村柞原 323 番地					
32	(15)項	川原樋川発電所 本部 本部事務所			対象外	対象外	0	
			野迫川村北股上垣内					
33	(15)項	給食施設			対象外	対象外	0	
			野迫川村北股 38 番地					
34	(15)項	野迫川村役場	648-0305	0747-37-2101	対象外	対象外	30	第 1 種
			野迫川村北股 84 番地					
35	(15)項	野迫川村児童館	648-0305		対象外	対象外	0	
			野迫川村北股 97 番地の 2 番					
36	(15)項	池津川 特定郵便局			対象外	対象外	14	
			野迫川村北股 111 番地の 1 他					
37	(15)項	関西電力(株) 野迫川無線 中継局	648-0308		対象外	対象外		
			野迫川村檜股 121 番地の 15					
38	(15)項	奈良県 広域消防組合 荒神基地局	648-0301		対象外	対象外	0	台帳 未作成
			野迫川村池津川					
39	(15)項	関西電力(株) 川原樋川発電所		0743-56-3431	対象外	対象外	0	台帳 未作成
			野迫川村立里 179 番地の 16					
40	(15)項	野迫川村 総合案内所	648-0308	0747-37-2100	対象外	対象外		
			野迫川村檜股 64 番地の 22					

資料 2-30-2 村の消防力

(1) 村の消防力（平成 27 年 4 月 1 日現在）

項目		人員等
分団数		4 分団
団員定数		100 人
基準団員数		80 人
消防ポンプ	小型動力ポンプ	10 台
	ポンプ自動車数	1 台
	水利	防火水槽・池・川等 3

(2) 各分団の人員、平均年齢、消防ポンプ（平成 27 年 4 月 1 日現在）

分団	大字	人員（人）	平均年齢（才）	消防ポンプ
第 1 分団	今井、柞原、中、上	18	43	○
第 2 分団	池津川、立里、上垣内	24	44	○
第 3 分団	北股、平	18	52	○
第 4 分団	大股、北今西、檜股、弓手原	22	51	○

## 資料 2-33 村の備蓄資機材

平成 28 年 2 月 29 日現在

項目	数量
土のう用袋類	500 袋
釘	20 kg
スコップ	10 丁
つるはし	10 丁
とびくち	10 丁
かま	10 丁
なた	10 丁
のこぎり	20 丁
ペンチ	10 丁
懐中電灯	30 丁

### 第3章 災害応急対策計画

資料 3-6-1 野迫川村の警報・注意報発表基準一覧表

野迫川村	府県予報区 一次細分区域 市町村等をまとめた地域		奈良県 南部 南西部	
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1 時間雨量 70 mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	136
	洪水		雨量基準	1 時間雨量 70 mm
			流域雨量指数基準	川原樋川流域=20
			複合基準	-
			指定河川洪水予報による基準	-
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		除雪の高さ	24 時間降雪の深さ 40 cm
	波浪		有義波高	
高潮		潮位		
注意報	大雨		雨量基準	1 時間雨量 50 mm
			土壌雨量指数基準	115
	洪水		雨量基準	1 時間雨量 50 mm
			流域雨量指数基準	川原樋川流域=16
			複合基準	-
			指定河川洪水予報による基準	-
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		除雪の高さ	24 時間降雪の深さ 20 cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度 40% で実効湿度 60%	
	なだれ		積雪の深さが 50 cm 以上あり最高気温 10℃ 以上又はかなりの降雨	
	低温		最低気温 -5℃ 以下	
	霜		4 月以降の晩霜	
	着氷			
	着雪		24 時間降雪の深さ：平地 20 cm 以上 気温：-2℃～2℃	
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	100 mm

資料：警報・注意報発表基準一覧表（平成 26 年 10 月 9 日、気象庁）をもとに作成

資料 3-6-2 野迫川村における雨量観測所

(1) 奈良県による雨量観測

流域河川名	池津川
観測所名	野迫川
所在地（設置場所）	吉野郡野迫川村北股（野迫川村役場）
種別	自記テレメータ
管轄土木事務所	五條
観測所	五條土木事務所
電話番号	0747（23）1151

資料：「奈良県地域防災計画」（平成 26 年 3 月、奈良県）をもとに作成

(2) 国土交通省による雨量観測

流域河川名	中原川
観測所名	柞原
所在地（設置場所）	吉野郡野迫川村柞原
種別	自記テレメータ
観測所属	紀の川ダム統合管理事務所

資料：「奈良県地域防災計画」（平成 26 年 3 月、奈良県）をもとに作成

資料 3-6-3 第 2 号様式 (特定の事故)

第 2 号様式 (特定の事故)

第 報

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故 消防庁受信者氏名	報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市 町 村 (消防本部名)	
		報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ( )					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分			
	( 月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分			
消防覚知方法	気象状況					
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. RI 等 7. その他 ( )		物質名			
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高危混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ( )					
施設の概要	危険物施設の区分					
事故の概要						
死傷者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等 人 ( 人)				
		重症 人 ( 人)				
		中等症 人 ( 人)				
		軽傷 人 ( 人)				
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関		出場人数	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織			
			共同防災組織			
			その他			
		消防本部 (署)				
		消防団				
		海上保安庁				
		自衛隊				
その他						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

出典：「奈良県 HP 市町村被害報告様式」 (奈良県)

## 被害報告基準

被害項目		報告基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。
	負傷者 〔重傷者 軽傷者〕	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのもの。 なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。併せて、負傷した高齢者や障害者等は再掲する。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうか問わない。
	棟	主屋のほかに小さい附属建物（物置、便所、風呂場等）が棟を異にして建てられている場合はそれぞれ一棟とみなす。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	全壊 （全焼） （流失）	住家がその住居のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または、住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める被害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 （半焼）	住家がその住居のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもので、ただし、窓ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当



被 害 項 目		報 告 基 準	
		しないが、土砂竹木などのたい積により一時的に居住することができないもの。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。	
非住家の被害		<p>「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもので、全壊、半壊程度の被害を受けたもの。</p> <p>ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。なお、官公署、病院、公民館、神社、仏閣は非住家とする。</p> <p>「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。</p> <p>「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。</p>	
そ の 他 の 被 害	田畑の被害	流失埋没	耕地が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。
		冠 水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。
	道 路		「道路」とは道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう		<p>「橋りょう」とは、道路を凍結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。</p> <p>「橋りょう流失」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村の橋りょうが損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。</p>
	河 川		<p>「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。</p> <p>「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p>
	砂 防		「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設		「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

被 害 項 目		報 告 基 準
	鉄 道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の通行が不能になった程度の被害とする。
	船 舶	「被害船舶」とは、ろ、かいのみをもって運行する船以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水 道	「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電 話	「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り 災 者	り災世帯	「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
火 災 発 生		地震の場合のみ報告する。
被 害 額	公立文教施設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路及び下水道とする。
	そ の 他 の 公 共 施 設	「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。

被 害 項 目		報 告 基 準
そ の 他 の 被 害 額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具とする。

出典：「奈良県地域防災計画」（平成 26 年 3 月、奈良県）

資料 3-6-5 被害状況報告様式

被害状況報告様式 (災害概況即報・被害状況即報)

市町村名 (消防(局)本部名)		被害情報の 有無 (いずれかに○を)	有り・無し
課(室)名			
報告者名			
災害名 報告番号	災害名 第 報 ( 月 日 時 分現在)		

◎被害情報がない場合も必ず報告してください。

◎第1報は県からの依頼後速やかに、第2報以降は県から求める時刻までに必ず報告願います。

1 被害の状況(被害が発生した場合は、必ず被害状況詳細報告(別紙1)を添付してください)

区分	件数	概要	
人的被害	死者	人	
	行方不明者	人	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者について記入
	負傷者	重傷	人
軽傷		人	当該災害により負傷し、1月未満で治療できる見込みの者について記入
住家被害	全壊	棟	損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難なもの
	半壊	棟	損壊が甚だしいが、補修すれば再使用できる程度のもの
	一部破損	棟	全壊及び半壊にはいたらない住家の破損で、補修を要するものについて記入(ガラス数枚程度の被害を除く)
	床上浸水	棟	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊に該当しないが土砂等のたい積により一時的に居住できないものについて記入
	床下浸水	棟	床上浸水にいたらない程度に浸水したものについて記入
非住家被害	公共の建物	棟	公用又は公共の用に供する建物が、全壊又は半壊したものについて記入(例)役場庁舎、公民館、公立保育園
	その他	棟	公共用以外の建物が全壊又は半壊したものについて記入(例)倉庫、車庫、工場、事務所
その他被害	文教施設	棟	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園における教育の用に供する施設が被害を受けたもの(一部破損、浸水を含む)について記入
	病院	棟	病院(診療所を除く)が被害を受けたもの(一部破損、浸水を含む)について記入
	道路	箇所	市町村道(橋りょうを除く)が、土石崩落、路面陥没、路肩崩壊等により通行規制を行ったものについて記入
	橋りょう	箇所	市町村道の橋りょう(橋長2m以上)が損壊し、通行規制を行ったものについて記入
	崖くずれ	箇所	崖くずれ、地すべり、土石流により人的被害、建物被害、又は市町村道に道路被害が発生したものについて記入
	水道	戸	上水道又は簡易水道の報告時点における断水戸数を記入
地震の場合のみ 火災被害	建物	件	
	危険物	件	高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
	その他	件	
119番通報件数	件	震度6弱以上の地震の場合に記入	
上記以外 ※			

2 避難の状況(該当がある場合は、必ず避難状況詳細報告(別紙2)を添付してください)

該当の有無(いずれかに○を)	有り・無し
----------------	-------

3 市町村災害対策本部の設置状況(災害対策基本法に基づく、市町村長を長とした災害対策本部を設置した場合のみ記入してください)

名称	設置	月	日	時	分
	廃止	月	日	時	分

出典:「市町村被害報告様式」(奈良県ホームページ) <<http://www.pref.nara.jp/19993.htm>> [閲覧日:平成28年3月4日]

別紙1 被害状況詳細報告

市町村名（消防（局）本部名）：  
月 日 時 分現在

1 人的被害の状況

被害区分	発生日時	発生場所（地区名）	年齢	性別	被災状況
重傷	9日 8:30	〇〇市△△町	34	男	住家を補修中に2階から落下し、右大腿骨骨折

※被害区分には「死亡」、「行方不明」、「重傷」、「軽傷」の別を記入

※死亡の場合は、被災状況欄に死亡日時を記入

2 建物被害の状況 ※地図を添付してください

建物区分	被害区分	発生日時	所在地（地区名）	施設名又は用途	原因、及び被害の状況
住家	一部破損	9日 8:30	〇〇市△△町	住家	台風の風で、屋根の一部がめくれあがった

※建物区分には「住家」、「公共建物」、「文教施設」、「病院」、「その他」の別を記入

※被害区分には「全壊」、「半壊」、「一部破損」、「床上」、「床下」の別を記入

3 道路・橋りょう被害の状況 ※地図を添付してください

発生場所（地区名）	発生日時	路線名	被害区分	通行規制の規模（延長）	現在の状況（通行規制、復旧状況）
〇〇町〇丁目	9日 8:30	市道〇〇線	土石崩落	1.5km	9日9:00より通行規制→現在復旧中

※被害区分には「土石崩落」、「路面陥没」、「路肩崩壊」、「落橋」等を記入

4 崖くずれ等土砂災害の状況 ※地図を添付してください

発生場所（地区名）	発生日時	規模（幅×高さ）	崖くずれ等に伴う人的、建物又は道路被害の状況
	日 :		

出典：「市町村被害報告様式」（奈良県ホームページ）〈<http://www.pref.nara.jp/19993.htm>〉[閲覧日：平成28年3月4日]

別紙2 避難状況詳細報告

市町村名：

月 日 時 分現在

1 避難世帯数・避難者数

避難世帯数	避難者数

2 避難所の開設状況（各避難所の状況）

避難所名	避難世帯数	避難者数	摘 要
〇〇小学校	15	55	
か所	0	0	

3 避難指示、避難勧告、避難準備情報の発令状況

種類	対象地区	対象世帯数	対象人数	発令日時	解除日時
避難勧告	〇〇町〇丁目	20	75	7日 23:00	
計		0	0		

4 自主避難の状況（3以外の地区での避難状況）

避難所名	避難世帯数	避難者数	摘 要
〇〇小学校	15	55	
か所	0	0	

出典：「市町村被害報告様式」（奈良県ホームページ）〈<http://www.pref.nara.jp/19993.htm>〉 [閲覧日：平成28年3月4日]

資料 3-6-6 災害年報（第 3 号様式）

区分		災害名							計
		発生年月日							
人的被害	死者	人							
		行方不明者	人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
床下浸水	棟								
	世帯								
	人								
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
その他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	学校	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所							
	橋りょう	箇所							
	河川	箇所							
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	清掃施設	箇所							
	崖くずれ	箇所							
	鉄道不通	箇所							
	被害船舶	隻							

	水道	戸						
	電話	回線						
	電気	戸						
	ガス	戸						
	ブロック塀等	箇所						
火災発生	建物	件						
	危険物	件						
	その他	件						
	り災世帯数	世帯						
	り災者数	人						
	公立文教施設	千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	農林水産業施設	千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	公共土木施設	千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	その他の公共施設	千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	小計	千円	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	農産被害	千円						
	林産被害	千円						
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
	その他	千円						
	被害総額	千円						
市町村災害対策本部	設置							
	解散							
	消防職員出動延人数							
	消防団員出動延人数							

出典：「市町村被害報告様式」（奈良県ホームページ）〈<http://www.pref.nara.jp/19993.htm>〉[閲覧日：平成28年3月4日]



資料 3-6-7 第 4 号様式 (その 1)

第 4 号様式 (その 1)

[災害概況速報]

報 告 日 時	年 月 日 時 分
市 町 村 名 (消防本部名)	
報 告 者 名	

災害名 (第 報)

災 害 の 概 況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

## 災害概況即報記入要領

### 1 災害の概況

#### (1) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（大字名）及び日時を記入する。

#### (2) 災害種別概況

- ① 風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地滑り、土石流等の概況
- ② 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

### 2 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記載すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点をおくこと。また、災害時要援護者の被害状況を併記（再掲）すること。

### 3 応急対策の状況

該当災害に対して市町村（消防機関を含む）が講じた措置について具体的に記載すること。特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の人員を記載すること。

また、災害時要援護者の人員を併記（再掲）すること。

（災害時要援護者については、「第3章第3節 災害時要援護者の支援計画」参照）

### 4 災害対策本部等の設置状況

市町村長を長とした災害対策基本法に基づく本部を設置した場合は記載すること。

出典：「市町村被害報告様式」（奈良県ホームページ）〈<http://www.pref.nara.jp/19993.htm>〉[閲覧日：平成28年3月4日]

第 4 号様式 (その 2) 被害状況速報

市 町 村			区 分			被 害	
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災 害 名 第 報		そ	田	流 出 ・ 埋 没	ha	
	( 月 日 時 現 在 )				冠 水	ha	
報 告 者 名					畑	流 出 ・ 埋 没	ha
	冠 水	ha					
区 分			被 害		文 教 施 設	箇 所	
人 的 被 害	死 者	人	の	病 院	箇 所		
	行 方 不 明 者	人		道 路	箇 所		
	負 傷 者	重 傷		人	橋 り よ う	箇 所	
		軽 傷		人	河 川	箇 所	
住 家 被 害	全 壊	棟	他	箇 所	箇 所		
		世 帯		箇 所	箇 所		
		人		清 掃 施 設	箇 所		
	半 壊	棟		崖 く ず れ	箇 所		
		世 帯		鉄 道 不 通	箇 所		
		人		被 害 船 舶	隻		
	一 部 破 損	棟		水 道	戸		
		世 帯		電 話	回 線		
		人		電 気	戸		
	床 上 浸 水	棟		ガ ス	戸		
		世 帯		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇 所		
		人					
床 下 浸 水	棟	り 災 世 帯 数	世 帯				
	世 帯	り 災 者 数	人				
	人	火 災 発 生	建 物	件			
非 住 家	公 共 建 物	棟	危 険 物	件			
	そ の 他	棟	そ の 他	件			

区分		被害	市 本 部 の 設 置 状 況 対 策	名称	
公 共 文 教 施 設	千円			設置	
農 林 水 産 業 施 設	千円			解散	
公 共 土 木 施 設	千円				
その他の公共施設	千円		災害対策本部については、市町村長を長とした災害対策基本法に基づくものを設置した場合のみ記入すること。		
小 計	千円				
そ の 他	農 業 被 害	千円	<b>【住民避難の状況】</b> 地区名 世帯数 人数 種別 （避難指示、避難勧告、避難準備情報、自主避難） 原因 発令時刻 解除時刻 避難場所		
	林 業 被 害	千円			
	畜 産 被 害	千円			
	水 産 被 害	千円			
	商 工 被 害	千円			
そ の 他	千円	消防職員出動延人数	人		
被 害 総 額	千円	消防団員出動延人数	人		
備 考	災害発生場所 災害発生日時 災害の種類概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、救援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ボランティアセンターの設置状況（設置の有無及び設置場所等） ・ボランティアの活動状況（受入の有無、派遣の有無等） ・その他関連事項				

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

出典：「市町村被害報告様式」（奈良県ホームページ）〈<http://www.pref.nara.jp/19993.htm>〉[閲覧日：平成28年3月4日]

資料 3-11-1 協定一覧

協定名	締結年月日	協定締結機関名
消防相互応援に関する協定	昭和 46 年 4 月 1 日	大塔村・天川村・西吉野村・野迫川村・十津川村
高野町・野迫川村消防相互応援協定	平成 3 年 9 月 18 日	高野町・野迫川村
奈良県消防広域相互応援協定	平成 8 年 5 月 7 日	奈良市・山辺広域（組）・桜井市・五條市・大和群山市・生駒市・西和（組）・宇陀広域（組）・葛城市・吉野広域（組）・中和広域（組）・中吉野（組）・香芝・広陵（組）
奈良県水道災害相互応援に関する協定	平成 15 年 6 月 2 日	県・県内市町村
高野町と野迫川村における国道 371 号線上（旧高野龍神スカイライン）での災害活動に関する協定	平成 17 年 9 月 7 日	高野町・野迫川村
十津川村と野迫川村における消防相互応援協定	平成 19 年 4 月 1 日	十津川村・野迫川村
五條市と野迫川村における消防相互応援協定	平成 19 年 7 月 1 日	五條市・野迫川村
高野龍神国定公園における消防相互応援協定	平成 23 年 7 月 1 日	田辺市・かつらぎ町・高野町・五條市・野迫川村・十津川村・伊都消防組合
砂防関係協力市町村災害時応援協定	平成 25 年 12 月 18 日	宮城県蔵王町・秋田県東成瀬村・新潟県出雲崎町・長野県下條村・長野県大桑村・岐阜県海津市・大阪府河南町・奈良県野迫川村・奈良県十津川村・徳島県牟岐町・宮崎県高原町・熊本県錦町

野 災 第 号

平成 年 月 日

奈良県知事 殿

野迫川村長

自衛隊の災害派遣に関する要請

このことについて、災害対策基本法第68条の2第1項により下記のとおり自衛隊の災害派遣を依頼いたします。

記

1. 災害の状況、および派遣を要する事由
2. 派遣を必要とする期間
3. 派遣を希望する人員ならびに航空機等の概要
4. 派遣を希望する区域および活動内容
5. その他参考となるべき事項

資料 3-18-1 村所有自動車

(1) 村所有自動車 (平成 28 年 2 月 29 日現在)

種別	台数
乗用車	20 台
軽トラック	1 台
バス	8 台
ダンプカー	1 台
重機	3 台
消防自動車	2 台
特殊自動車	2 台
葬送車	1 台

(2) 村有自動車一覧 (平成 28 年 2 月 29 日現在)

総務課	奈良む 330-2101 奈良ひ 300- 482 奈良て 580-8225 6台 奈良き 480-2409 奈良す 800-1904 奈良あ 880- 13	村長車エステイマ ハイエースグランドキャビン タント ハイゼット 消防車エルフ 消防車ミニキャブ
住民課	奈良す 400-6879 奈良さ 800-3384 奈良な 501-3762 7台 奈良て 500-2092 奈良め 300- 209 奈良す 88-2339 奈良す 800-1428	日赤車カローラ 葬送車ハイエース ヴィッツ カリブ (診療所) ハイエース (診療所) 患者輸送車 (診療所) 患者輸送車 (役場)
議会	1台 奈良て 330-2101	クラウン
教育委員会	2台 奈良の 500-1201 奈良ね 580-7006	カリブ タント
建設課	奈良ち 501-4417 奈良い 480-8568 奈良す 400-4233 6台 奈良る 000- 9 奈良る 000- 103 奈良た 400-1284	ラッシュ ハイゼット 2トンダンプダイナ コマツWA100 コマツミニホイローザ ダブルピクトヨエース
産業課	3台 奈良る 40-8867 奈良に 501-2738 奈良に 580-2004	軽トラックキャリー サクシード スズキジムニー

村営バス	奈良さ 230-2527 奈良て 500-3446 6台 奈良さ 200-1085 奈良ち 300-6445 奈良さ 200-1145 奈良さ 200-1292	バスシビリアン カリブ ハイエース ハイエース バスローザ ハイエース
社会福祉協議会	奈良い 583-2941 奈良せ 501-7329 4台 奈良あ 580-5533 奈良て 880- 898	スズキワゴンアール サクシード イーケーワゴン エブリー
ホテル	奈良た 501-7971 奈良さ 230-2525 3台 奈良き 480-3155	トヨタノア キャブオーバ ハーゼットP



## 資料 3-18-2 借上車輛

平成 28 年 2 月 29 日現在

所有者	住所	重機	ダンプカー	トラック	ライトバン	乗用車
福岡組	上	5	1	3	3	3
福田建設	中	11	4	4	2	3
中本工務店	北股	5	3	5	2	4
桑迫組	中	5	4	4	2	6
別所工務店	北股	9	4	4	1	6

資料 3-19-1 緊急通行車両等確認申出書（様式 1）

別記様式 1

地震防災 災害 応急対策用 原子力災害  国民保護措置用  緊急通行車両等確認申出書   年 月 日  奈良県公安委員会 殿   申出者住所 （電話） 氏 名 <span style="float: right;">印</span>		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	電話（      ）      —
	氏 名	
出 発 地		
（注） この確認申出書には、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付してください。		

備考 1 申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

資料：「奈良県地域防災計画」（平成 26 年 3 月、奈良県）をもとに作成

別記様式第 2

災 害 地 震 防 災 応急対策用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用  緊 急 通 行 車 両 等 事 前 届 出 書  年 月 日  奈良県公安委員会 殿  届出者住所 (電話) 氏名		第 号 災 害 地 震 防 災 応急対策用 原子力災害 国 民 保 護 措 置 用  緊 急 通 行 車 両 等 事 前 届 出 済 証  左記のとおり事前届出を受けたことを証する  年 月 日 奈良県公安委員会
番号標に表示されている番号	(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を奈良県警察本部（交通規制課）又は最寄りの警察署若しくは交通検問所に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、先の事前届出を行った警察署又は奈良県警察本部（交通規制課）に届け出て、再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）	( ) 局 番	
使用者	住 所	氏 名
出発地	(注) この事前届出書は正副 2 部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。ただし、県の機関にあっては、奈良県警察本部（交通規制課）に提出することができます。	

38

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

資料：「奈良県地域防災計画」（平成 26 年 3 月、奈良県）をもとに作成

資料 3-19-3 規制除外車両確認証明書（様式 3）

別記様式第 3

第 号	
年 月 日	
規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書	
奈良県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号	
車両の用途	
使用者	住所
	氏名
通行日時	
通行経路	出 発 地
	目 的 地
備考	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 5 番とする。

資料：「奈良県地域防災計画」（平成 26 年 3 月、奈良県）をもとに作成

資料 3-19-4 規制除外車両確認申出書（様式 4）

別記様式第 4

災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  規制除外車両確認申出書  年 月 日  奈良県公安委員会 殿  申出者住所 （電話） 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>					
番号標に表示されている番号					
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）					
使用 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">住 所</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">氏 名</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> </table> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">電話（      ） —</div>	住 所		氏 名	
住 所					
氏 名					
出 発 地					
（注） この確認申出書には、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付してください。					

備考 1 申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする

資料：「奈良県地域防災計画」（平成 26 年 3 月、奈良県）をもとに作成

別記様式第 5

災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書  <div style="text-align: right;">年 月 日</div>  奈良県公安委員会 殿   <div style="text-align: right;">届出者住所 (電話) 氏名 <span style="float: right;">㊟</span></div>	災 害 応急対策用 第 号 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証  左記のとおり事前届出を受けたことを証する   <div style="text-align: right;">年 月 日</div>  <div style="text-align: right;">奈良県公安委員会 <span style="float: right;">㊟</span></div>							
番号標に表示されている番号		(注)						
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を奈良県警察本部（交通規制課）又は最寄りの警察署若しくは交通検問所に提出して所要の手續を受けてください。						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">使用者</td> <td style="width: 10%; padding: 5px;">住所</td> <td style="width: 80%; padding: 5px;">( ) 局 番</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 5px;">氏名</td> <td></td> </tr> </table>	使用者	住所	( ) 局 番		氏名			2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、先の事前届出を行った警察署又は奈良県警察本部（交通規制課）に届け出て、再交付を受けてください。
使用者	住所	( ) 局 番						
	氏名							
出発地		3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他規制除外車両としての必要性がなくなったとき。						
(注) この事前届出書は正副 2 部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。ただし、県の機関にあっては、奈良県警察本部（交通規制課）に提出することができます。								

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

資料：「奈良県地域防災計画」（平成 26 年 3 月、奈良県）をもとに作成

資料 3-25-1 組織の種別および可動人員

平成 27 年 4 月 1 日現在

種別	男	女	計
青年団	17	7	24
婦人会	0	40	40

## 第4章 災害復興計画

### 資料 4-6-1 激甚災害の指定基準

適用すべき措置	指定基準
法第2章(3条～4条) 公共土木施設災害復 旧事業等に関する特 別財政援助	次のいずれかに該当する災害 A 基準 査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5% B 基準 査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上 (1) 都道府県分の査定見込額 > 当該都道府県標準税収入 × 25% 又は (2) 都道府県内市町村分の査定見込額 > 都道府県内市町村の標準税収入額 × 5%
法第5条 農地等の災害復旧事 業等に関する補助の 特別措置	次のいずれかに該当する災害 A 基準 査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% B 基準 査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上 (1) 都道府県内査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% 又は (2) 都道府県内査定見込額 > 10 億円
法第6条 農業水産業共同利用 施設災害復旧事業の 補助の特例	次の 1 又は 2 の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込 みが 50,000 千円以下と認められる場合は除く。 (1) 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 (2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で激甚法第8条の措置が適用される激甚災害
法第8条 天災による被害農林 漁業者等に対する資 金の融通に関する暫 定措置の特例	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による 激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被 害の実情に応じて個別に考慮 A 基準 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% B 基準 農業所得推定額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上 1 つの都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県内の農業者 × 3%



適用すべき措置	指定基準
法第10条 土地改良区等の行う 湛水排除事業に対する 補助	法第2条第1項の規定に基づき、激甚災害として政令で指定した災害によるもの。 浸水面積（1週間以上）30ha以上の区域 排除される湛水量30万m <sup>3</sup> 以上 最大湛水時の湛水面積の50%以上が土地改良区等の地域であること
法第11条の2 森林災害復旧事業に 対する補助	次のいずれかに該当する災害。 A 基準 林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×5% （樹木に係るもの）（木材生産部門） B 基準 林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×1.5% （樹木に係るもの）（木材生産部門） かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 (1) 都道府県林業被害見込額 > 当該都道府県生産林業所得推定額×60% (2) 都道府県林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×1%
法第12条 中小企業信用保険法 による災害関係保証 の特例 法第13条 小規模企業者等設備 導入資金助成法によ る災害関係特例	次のいずれかに該当する災害。 A 基準 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.2% B 基準 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上 1つの都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額×2% 又は > 1,400億円
法第16条 公立社会教育施設災 害 復旧事業に対する補 助 法第17条 私立学校施設災害復 旧事業の補助 法第19条 市町村施行の感染症 予防事業に関する負 担の特例	激甚法第2章の措置が適用される場合適用 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる 場合は除外。

適用すべき措置	指定基準
法第 22 条 罹災者公営住宅建設 事業に対する補助の 特例	次のいずれかに該当する災害。 A 基準 被災地全域滅失住宅戸数 $\geq$ 4,000 戸 B 基準 次の 1, 2 のいずれかに該当する災害 1 被災地全域滅失住宅戸数 $\geq$ 2,000 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1 市町村の区域内の滅失住宅戸数 $\geq$ 200 戸 (2) 1 市町村の区域内の滅失住宅戸数 $\geq$ 10% 2 被災地全域滅失住宅戸数 $\geq$ 1,200 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1 市町村の区域内の滅失住宅戸数 $\geq$ 400 戸 (2) 1 市町村の区域内の滅失住宅戸数 $\geq$ 20%
法第 24 条 小災害債に係る元利 償還金の基準財政需 要額への算入等	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法 第 2 章の措置が適用される場合適用 2 農地農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第 5 条の措置が 適用される場合適用
上記以外の措置	災害発生のつど、被害の実情に応じて個別に考慮される。

資料：「奈良県地域防災計画」（平成 26 年 3 月、奈良県）をもとに作成

資料 4-6-2 局地激甚災害指定基準

適用すべき措置	指 定 基 準
<p>法第 2 章（第 3 条～4 条） 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助</p>	<p>査定事業費＞当該市町村の標準税収入×50% （ただし、当該査定事業費 10,000 瀬年未満は除外） ただし、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね 1 億円未満である場合を除く。 又は、査定見込み額からみて明らかに基準に該当することが見込まれる場合 （ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く） 次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村の区域内における農地等の災害復旧事業に要する経費の額     ＞当該市町村の農業所得推定額×10%     （ただし、災害復旧事業に要する経費が 10,000 千円未満は除外） ただし、該当する市町村毎の当該経費の額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。 又は 当該市町村の漁業被害額＞農業被害額 かつ、漁船等の被害額＞当該市町村の漁業所得推定額の 10% （ただし、当該漁船等の被害額が 10,000 千円未満は除外） ただし、該当する市町村毎の当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当すると見込まれる災害（ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く）</p>
<p>法第 11 条の 2 森林災害復旧事業に対する補助</p>	<p>林業被害見込額＞当該市町村の生産林業所得推定額×150% （ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額のおおむね 0.05%未満の場合は除く） かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあつては、おおむね 300ha、その他の災害にあつては、当該市町村の民有林面積（人口林に係るもの）のおおむね 25%を超える場合。</p>
<p>法第 12 条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 法第 13 条</p>	<p>中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10% （ただし、被害額が 10,000 千円未満は除外） に該当する市町村が 1 以上。 ただし、上記に該当する市町村の被害額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。</p>

適用すべき措置	指 定 基 準
小規模企業者等設備導入資金助成法による災害関係特例	
法第 24 条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等	法第 2 章又は 5 条の措置が適用される場合適用

資料：「奈良県地域防災計画」（平成 26 年 3 月、奈良県）をもとに作成